

“ブルーエコノミー”に係る国内外の取り組み(上)

掲載誌・掲載年月：日本海事新聞 202508

日本海事センター 企画研究部

上席研究員 野村 摂雄

研究員 坂本 尚繁

本稿のポイント

- ①海洋での経済成長と環境保全を両立するブルーエコノミーの概念が普及
- ②国際機関がそれぞれブルーエコノミーにかかる取り組みを提唱
- ③EU は最も積極的にブルーエコノミーを推進

1. はじめに

1980 年に国際自然保護連合（IUCN）が作成した『世界保全戦略』で初めて示された「持続可能な開発」概念は、「持続可能な開発目標(SDGs)」(2015 年採択)に係る啓蒙活動などを通して現代社会に普及してきた。地球の表面積の 7 割を占める海の環境は、「地球規模の生命維持システムの不可欠な構成要素であり、持続可能な開発の機会を提供する有益な資産でもある統合された総体」(『アジェンダ 21』1992 年採択)として、「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」(SDGs 目標 14) ことが謳われている。

加えて近年は、海洋における経済と環境の両立を目指す概念として「ブルーエコノミー」がしばしば言及されている。本稿では、その内容とともに、EU における取り組みを紹介する。

2. 国際社会におけるブルーエコノミー概念

ブルーエコノミーという概念は、2012 年の「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」で用いられて以来、主に国連環境計画（UNEP）や世界銀行、経済協力開発機構（OECD）などの国際機関により、様々に定義・説明されている。

UNEP は、海洋において「低炭素、資源効率、社会的包摂の原則のもと、環境リスクと生態上の枯渇を大幅に削減して、人間の福祉と社会的公平性を向上させる」ものと定義した（2014 年『ブルーエコノミー概念書』）。ブルーエコノミーの具体的な分野として、海運・港湾、漁業、観光、養殖、エネルギー、バイオテクノロジー、深海底開発を挙げ、そこでの課題としては、生物多様性の持続可能な利用、食料安全保障、漁業の持続（不）可能性、気候変動への対応、観光の（悪）影響、汚染・海洋ごみへの対応、ガバナンスと国際協力を指摘する。ブルーエコノミーにおいては、環境と生態系の要素を尊重しつつ資源利用の効率化と最適化を行うため、海洋を開発空間として捉え、空間計画において保全、持続可能な利用、石油・鉱物資源の採取、生物探査、持続可能なエネルギー生産、海上輸送などを統合するアプローチを提唱している。

世界銀行は、「海洋資源を持続的に活用していくため、幅広い経済セクターと関連政策を包括するもの」と定義し（2017 年『ブルーエコノミーのポテンシャル』）、具体的な分野として、漁業、観光、海上輸送などの伝統的な海洋産業に加え、洋上再生可能エネルギー、養殖、海底資源採掘、海洋バイオテクノロジー、生物資源探査などの新興産業のほ

か、炭素隔離（ブルーカーボン）、沿岸保護、廃棄物処理、生物多様性の維持などの活動も関係するとしている。ブルーエコノミーに関する課題としては、第一に持続可能な漁業、生態系の健全性、汚染の問題など海洋の持続可能性の様々な側面を理解して適切に管理すること、第二に海洋資源の持続可能な管理のため国家間及び官民セクター間の協力が必要であることを述べている。ブルーエコノミーにおいては、経済発展と海洋の健全性を両立させるため、海洋関連セクター・活動を通じて持続可能で公平な経済成長を支援することを目的とした長期戦略が必要とする。

OECD は、上記のようなブルーエコノミーの議論に通じる議論を 2016 年に『2030 年の海洋経済』（図参照）としてまとめ、海洋経済の具体的分野として、海運、漁業、洋上風力発電、海洋バイオテクノロジーといった海洋産業のみならず、海洋が提供する自然資源や生態系の作用（魚類、航路、二酸化炭素吸収など）も包含させている。海洋における経済活動の発展を阻害する要因として、海洋の健全性の悪化、すなわち海洋酸性化、生物多様性の喪失、魚類資源の構成と回遊パターンの変化、深刻な海洋気象現象の発生、更には陸上に起因する水質汚染や汚染物質の流入、魚類資源の枯渇などを挙げている。海洋産業が成長すれば、それだけ海洋資源と海洋空間への圧力が増大する可能性があるが、セクターを横断した統合的な海洋管理により、効果的かつ時宜を得た対処が可能になるという。

これらの議論には相違点もあるが、以下のような一致した方向性を見出すことができる。ブルーエコノミーの概念は、海洋における環境の要素に着目しつつ、その保全・保護だけを志向するのではなく、海洋がさまざまな人間の活動空間であることを踏まえて、経済成長と環境保全を両立して持続可能性を確保する考え方・理念である。そして、ブルーエコノミーに包含されるべき活動分野は、伝統的な海洋産業活動に留まらず、環境保護等その他の活動も含め、海洋と人間の関わり全般にわたることを想定している。ブルーエコノミーを実現するに向けての課題は、海洋汚染対策や、海洋環境の保全・適切な管理などであり、それらを克服するためには、個別の海洋利用を横断する包括的・統合的な海洋の管理というアプローチが重要であり、それぞれの海洋利用が同一の空間に並存している点に着目した空間計画の策定・実施が有用である。

ブルーエコノミーを掲げる主体によってその捉え方が異なるのは、海洋の利用について社会的公正を含める上で何が持続可能であるのかの見方が異なるからである。漁業資源ひとつとっても、ある種の生息数やその漁獲方法についての評価が識者によって異なることを我々は国際会議などで思い知らされている。つまり、ある具体的分野が持続可能と判断されればブルーエコノミーに包含されるし、そうでなければ除外されるということである。ちなみに、似たような表現である「ブルー成長」は、特に海洋産業の中での持続可能な成長と理解されている。これにあやかって、海運立国たるデンマークが「ブルーデンマーク」を掲げていることについては、かつて紹介した（2018 年 9 月 27 日本紙 4 面参照）。

3. 欧州連合(EU)におけるブルーエコノミー

EU は 2012 年に採択した『ブルー成長戦略』において、ブルーエコノミーの具体的分野として、観光、海運、漁業（養殖業含む）、洋上石油&ガス開発、海洋再生エネルギー（洋上風力発電など）、マリーナ業、海岸保全、バイオテクノロジー、海水淡水化、資源採掘など多くの経済活動をあげつつ、それら経済活動は持続可能である必要があり、また海洋環境の脆弱性を踏まえて潜在的な環境への懸念を尊重する必要があるとする。同戦略

は、5つの分野（海洋再生エネルギー、水産養殖、海洋観光、海洋鉱物資源、海洋バイオテクノロジー）を長期的成長・雇用の有望分野と位置付けて、戦略的技術計画・戦略ガイドライン・影響評価などの取組みを実施した。

EUは、『ブルー成長戦略』を更新するものとして2021年に『持続可能なブルーエコノミーのための新しいアプローチ』を採択した。同アプローチでは、海洋（船舶輸送、漁業、発電など）又は陸上（港湾、造船所、陸上養殖・藻類生産、沿岸観光など）のどちらかを基盤とするかを問わず、それらに関連するあらゆる産業とセクターを、ブルーエコノミーの活動・分野として網羅した。同アプローチは、ブルーエコノミーに関する政策は、陸上を含む欧州の持続可能な経済にとって不可欠であり、新たな雇用とビジネスチャンスを生み出し、関係する当局や団体・事業者を結集させて脱炭素と経済成長の両立を図る欧州の政策（2019年『欧州グリーンディール』）の目標達成に貢献するとしている。

同アプローチは、ブルーエコノミーに係る具体的なアジェンダとして、①カーボンニュートラルと汚染ゼロの目標の達成、②循環型経済と廃棄物の防止、③生物多様性と自然への投資、④沿岸域の適応力、⑤持続可能な食糧生産を挙げている（表1参照）。

表1 ブルーエコノミーのアジェンダ

①気候中立と汚染ゼロの目標達成	洋上風力発電など再生エネルギーの活用、海運・漁業の脱炭素化の促進、港湾の脱炭素化など
②循環型経済と廃棄物の防止	マイクロプラスチック等ごみの流入による汚染の防止、シップリサイクル規則の強化など
③生物多様性と自然への投資	海洋生物資源の保全・海洋生態系保護の行動、海洋保護区の設定、ブルーカーボン（海洋生態系による温室効果ガス吸収）の取組みなど
④沿岸地域の強靱性の強化	湿地帯・海草地等のグリーンインフラ整備のための基礎研究、沿岸地域と島嶼地域の協力の促進、投資計画など
⑤持続可能な食糧生産	持続可能な漁業・養殖の促進、藻類に関する取組み、漁業管理のデジタル化、共通漁業政策の実施など

また、ブルーエコノミーを実現するツールとして、①海洋に関する知識（海洋データの収集・公開、ブルーエコノミー報告書の定期刊行、自然資本の概念を経済的意思決定に統合する方法論の開発、海洋予報データの拡充など）、②研究とイノベーション（EUの研究開発支援枠組み「ホライズン・ヨーロッパ」による研究開発投資など）、③投資（欧州投資銀行（EIB）・欧州投資基金（EIF）との協力、「ブルーインベスト」基金による支援、再生可能エネルギー指令（RED）の改正の検討など）、④ブルースキルと職務（ブルーエコノミーに関する技能パートナーシップの構築の奨励・促進、ブルーエコノミーのガバナンスにおける女性の地位向上、船員の労働条件の改善・訓練要件の調和など）を挙げている。

そして、ブルーエコノミーを促進する条件として、①海洋空間計画、②市民参加と海洋リテラシー、③海域、地域協力、沿岸地域への支援、④海上安全保障、⑤海外における持続可能なブルーエコノミーの推進を挙げている（表2参照）。

表 2 ブルーエコノミー促進の条件

①海洋空間計画	海洋空間計画に関する国境を超えた協力の促進、海洋戦略枠組み指令（MSFD）の改正、海洋空間計画に関する生態系アプローチのガイダンスの検討など
②市民参加と海洋リテラシー	海洋教育の強化、「国連海洋科学の 10 年」における海洋リテラシー・プログラムに貢献など
③海域、地域協力、沿岸地域への支援	地域支援パッケージと戦略ガイダンスの策定、海洋・沿岸エコツーリズムの促進・支援、最外縁地域への支援、その他国際協力など
④海上安全保障	共通情報共有環境（Common Information Sharing Environment: CISE）の運用、海上監視当局間での情報共有システム構築の提案など
⑤海外における活動の推進	生物多様性条約・国連海洋法条約の枠組みでの取組みの推進、プラスチック汚染に関するグローバルな取組み、世界貿易機関（WTO）の漁業補助金の改正への働きかけ、南極海における海洋保護区の設定への協力、アフリカとのブルーエコノミー協力、国連海洋科学の 10 年の支持、ユネスコとの協力に基づく海洋空間計画の推進、国際海洋ガバナンスフォーラムのアジェンダの改定など

EU は、これら戦略・アプローチを踏まえて、積極的に取り組みを行ってきている。今回は、欧州における取組みの代表例について、ブルーエコノミーを巡る日本の状況とともに紹介したい。

図：OECD『2030年の海洋経済』の表紙

